

## 第6節 災害時要援護者の安全確保

現状	「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、災害時要援護者登録制度を運用し、災害時要援護者情報の把握等を行っている。
課題	東日本大震災では、高齢者や障がい者の死亡率が高く、消防団員や民生委員等多数の支援者が犠牲になった。こうした犠牲を抑えるためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが必要である。
基本方針	内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組指針」や県の「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」などにしたが、生駒市災害時要援護者避難支援プラン」を運用し、市民や自主防災会と協力しながら災害時要援護者の支援体制を整備するなど。災害時要援護者の安全確保に努める。

→ 資料集 2-1-1 災害時要援護者の避難行動支援について地域防災計画に定めなければならない事項

1 災害時要援護者の避難行動支援体制の整備	福祉健康部
<p>市は、「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」に基づいて、高齢者、障がい者等の状況を把握し、災害時要援護者避難支援員への研修や「災害時要援護者台帳※」「個別支援計画※」の作成など、災害時に迅速な避難行動支援ができる体制を整備する。</p> <p>また、「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組指針」に示される、「地域防災計画において定める必須事項」についての詳細は、資料集に示す。</p> <p>※「災害時要援護者台帳」は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づく「避難行動要支援者名簿」として位置づける。また「個別支援計画」を、同法49条の14の規定に基づく「個別避難計画」として整備する。</p>	
2 災害時要援護者の情報伝達体制の整備	市民部、福祉健康部
<p>市は、災害に備えて、災害時要援護者に対する情報伝達体制の整備を図るとともに、災害時に派遣可能な手話通訳者やボランティア等の把握に努める。</p> <p>また、外国人に対しては、外国語による生活ガイドブックや生活情報リーフレットの発行により、防災知識の啓発に努めるとともに、災害時に派遣可能な通訳やボランティア等の把握に努める。</p>	
3 福祉避難所の整備	福祉健康部
<p>市は、県と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議や民間事業者との協力により、災害時要援護者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努める。</p> <p>また、福祉避難所に位置付けた施設については、平時より施設管理者と連携し、災害時に必要となる空間や物資・機材、人材、移動手段等の事前整備に努める。</p>	
4 社会福祉施設の取組み	社会福祉施設
<p>介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、施設の耐震化を進めるとともに、災害対策マニュアルを作成し、避難訓練を実施する。</p>	

## 第2章 行政の防災体制の整備

## 第1節 防災体制の整備

現状	新人研修や災害図上訓練等を通じて、職員動員や任務分担、災害時の活動手順等について周知を図っている。
課題	危機管理機能の低下は、被害拡大や社会生活の混乱を招く大きな原因ともなるため、事前に大災害の発生を見据えた防災体制確立や施設、資機材等の整備は特に重要である。
基本方針	災害時に、災害対策諸活動を円滑に実施するため、国、県及び防災関係機関と連携を図るとともに、公共的団体及び市民の協力を含めた総合的かつ一体的な防災体制の確立を図る。

<b>1 災害応急体制の整備</b>	市長公室、総務部
市は、組織改編時や地域防災計画改定時に、職員初動マニュアルを見直し、研修や訓練を通じて、職員に周知する。 また、庁舎や指定避難所の近傍に居住する市職員を把握し、災害初期の情報収集等の応急対策にあたる緊急初動員や避難所を開設する避難所派遣職員をあらかじめ指名する。	
<b>2 災害時の職員連絡体制の整備</b>	市長公室、総務部
市は、夜間や休日等、勤務時間外に災害が発生した場合の非常参集に備えて、年度初頭あるいは必要に応じて、職員緊急連絡網を更新し、全職員に周知徹底を図る。	
<b>3 災害応急対策活動に従事する職員用物資の備蓄</b>	市長公室、総務部
市は、大規模な災害時には、災害応急対策活動に従事する市職員の食料、水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災害応急対策活動に従事する市職員用の物資の備蓄を推進する。	
<b>4 防災関係機関との連携</b>	総務部
市は、市域に関わる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。	
<b>5 市業務継続計画（BCP）の作成</b>	総務部
市は、災害・事故で被害を受けても、重要な業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早急に復旧させる業務継続を戦略的に実現するため、大規模地震災害等を想定した全庁的な業務継続計画（BCP）を作成し、その運用に努める。	
<b>6 災害対応業務のデジタル化の推進</b>	総務部、地域活力創生部、市民部
市は国の施策に連携して、災害に関する業務を支援するシステムの活用や、関連する行政手続きのオンライン化を推進する。	

## 第5節 災害ボランティア活動支援環境の整備

現状	市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置に備え、「災害支援マニュアル」を作成するとともに、県社会福祉協議会と共同して、災害ボランティア設置・運営訓練等の災害対応訓練を実施している。
課題	ボランティアは、自主的かつ自発的に活動するものであるが、災害時には一定の情報がないと効果的な活動が期待できないため、災害ボランティア活動が有効かつ機能的に発揮されるためには、市の連携・支援が必要となる。
基本方針	災害時には、市や防災関係機関による防災活動だけでなく、市民や地域外からの災害ボランティアによる各種の活動が重要であることから、その確保と活動の活性化、円滑化を図るため、災害ボランティアコーディネーターを養成するとともに、災害ボランティア活動の普及、啓発や各種講座の開催、既存のボランティアの活性化を推進する。

<b>1 災害ボランティア拠点の整備</b>	市社会福祉協議会
市社会福祉協議会は、市と連携して、災害時に災害ボランティアセンターを迅速に設置運営できるよう、体制整備に努める。	
<b>2 ボランティア活動支援体制の整備</b>	市社会福祉協議会
市社会福祉協議会は、市、県、関係機関・関係団体・既存ボランティア及び自治会と連携して、災害時におけるボランティア活動支援体制の整備を行うとともに、ボランティアと被災地の調整役となる災害ボランティアコーディネーターの養成やボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を図る。	
<b>3 災害ボランティアの育成・啓発</b>	総務部、地域活力創生部、福祉健康部
市は、市社会福祉協議会と連携して、ボランティア希望者のための各種講習の開催、ボランティアとの防災訓練の実施等により、災害ボランティアの育成・啓発を行うとともに、災害ボランティア登録制度の確立を図る。	
<b>4 専門ボランティアの把握</b>	市社会福祉協議会
市社会福祉協議会は、市と連携して、県ボランティア・NPO活動情報提供システム（奈良ボランティアネット）等を活用し、専門的知識、経験や資格をもつ専門技術ボランティアの情報を事前に把握し、災害時に確保できるよう体制の整備に努める。	

## 第4節 ボランティアの受入れ

災害時に各種のボランティアが被災者のために効果的な活動が実施できるように、市社会福祉協議会等と協力して、受入れや活動に必要な支援を実施する。

### 【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 災害ボランティアセンターの設置						
2 ボランティアの受入れ						
3 ボランティアの派遣要請等						
(参照) マニュアル編 第5章第4節 ボランティアの受入れ 関連計画集Ⅶ 災害支援マニュアル						

1 災害ボランティアセンターの設置	
担当部	医療福祉部
実施内容	多数の災害ボランティアが必要となる場合は、ボランティアの受入れ・活動の調整を行うため、市社会福祉協議会に市災害ボランティアセンターを設置する。
主な連携先	市社会福祉協議会（市災害ボランティアセンターの設置）、 県社会福祉協議会（県災害ボランティアセンターの設置）

2 ボランティアの受入れ	
担当部	医療福祉部
実施内容	市災害ボランティアセンターにおいて、被災者が必要とする支援、生活課題のニーズを把握するとともに、ボランティアの受付及び調整等、一般ボランティアの受入れ対応を行う。 なお、市災害ボランティアセンターの運営が市社会福祉協議会のみでは困難なときは、県社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO、企業等に協力を要請する。
主な連携先	市社会福祉協議会（市災害ボランティアセンターの運営）、 県社会福祉協議会（県災害ボランティアセンターの運営） <b>自治会（被災した地域住民が必要とする支援ニーズの把握への協力）</b>

3 ボランティアの派遣要請等	
担当部	本部事務局、医療福祉部
実施内容	一般ボランティアを多数必要とする場合は、インターネット、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて災害ボランティアの募集を行う。また、専門的スキルを有するボランティアを要する場合は、活動内容、期間、派遣場所等を明らかにした上で、県災害ボランティアセンター、関係団体等に対してボランティア派遣を要請する。
主な連携先	市社会福祉協議会（市災害ボランティアセンターの運営）、 県社会福祉協議会（県災害ボランティアセンターの運営） <b>自治会（市内におけるボランティアの募集への協力）</b>

## 第1章 市民の防災力の向上

## 第1節 防災知識の普及

現状	市民・地域向けのパンフレットや各種ハザードマップの作成、広報紙、ホームページの活用、防災訓練、出前講座による防災教育等、様々な方法で、防災に関する情報を提供し、市民の防災意識の高揚を図っている。
課題	市民一人一人が危機感を持ち、災害に備え、防災・減災に取り組むことが重要である。 <u>このため地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。</u>
基本方針	平時からの市民に対する防災知識の普及・啓発はもとより、学校や職場においても防災教育を推進し、多様な方法で防災意識の啓発と知識の向上を図ることにより、地域防災力を高める。

1 市民に対する普及啓発	総務部、消防本部
<p>市は、市民・地域向けのパンフレットや各種ハザードマップの作成、広報紙・ホームページの活用、防災訓練、出前講座による防災教育など様々な方法で、防災に関する情報を提供し、市民の防災意識の醸成を図るための啓発活動を実施する。</p> <p>この際、居住地ごとの災害リスクや取るべき行動を周知するとともに、避難に関する情報の意味（個々の情報でとるべき行動や、安全な場所にいる人まで避難施設に行く必要がないこと等）<u>や、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服して避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること重要性について、実践的な防災教育や避難訓練を通じて</u>理解の促進を図る。</p> <p>また、防災用品の紹介等を行い、各家庭での家具の転倒防止策や家庭内備蓄を推進する。</p>	
2 防災関係機関の職員に対する防災教育	防災関係機関
<p>防災関係機関は、それぞれの業務を通じ、また、講習会、研修会、防災訓練見学、現地調査、印刷物の配布等により、職員の防災教育を実施する。</p>	
3 防災管理者を必要とする施設に対する防災教育	消防本部
<p>市は、法令の規定による防災に関する責務を有する施設に対し、防災管理者の資格取得を指導し、施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。</p> <p>防災管理者は、自衛の消防組織の確立、施設の維持管理、防災管理上必要となる教育及び訓練を実施するための防災計画を作成し、周知徹底を図る。</p>	
4 児童、生徒等に対する防災教育	教育こども部
<p>市は、教職員、児童・生徒及び園児に対し、防災教育を実施する。</p>	
5 防災知識等の習得	市民
<p>市民は、市等が開催する研修会や訓練等に積極的に参加するとともに、家庭・地域等で防災知識等の習得に努める。</p>	
6 各事業者に対する普及啓発	総務部、地域活力創生部
<p>市は市内各事業者に対し、豪雨等が予想される際には、テレワークの利用、時差出勤、計画的休業等を行い、通勤に伴う被害や混乱の発生を防止するよう促す。</p>	